

令和8年度 行田市スマート農業等推進事業 補助金のお知らせ

市内の農業者に対し、予算の範囲内において、スマート農業の導入等による事業拡大等の新たな取り組みを支援します。

申請期間：4月16日（木）～5月15日（金）

事業実施主体

市内の農地で農業経営を行っている者

- ・市内に住所を有する個人※1
- ・本市が認定した認定農業者である法人又は農地所有適格法人

※1 本市の住民基本台帳に登録されていること（市外の方であっても一部申請可）

対象事業

- ・農作業の省力化、データ分析などが可能なスマート農業技術の導入等により、生産量の拡大又はコスト縮減をはかる事業
- ・農地の集積及び集約を目的に畦畔を撤去する事業

対象経費

- ・農作業の省力化をはじめデータの集計や分析などが可能な農林水産省が公表している機械等を導入し、及び利用するために要する経費
- ・畦畔の撤去に要する経費

採択要件

中面の成果目標基準に基づくポイント数の上位順に採択する※2

※2 合計ポイントが18ポイント以上であること。

補助率

対象経費の2分の1以内（補助額の上限：100万円）

注意事項

- (1)申請期限を過ぎた場合は受付できません。
- (2)予算残がある場合に限り2次募集を行います。（この場合、交付状況に応じ、補助率が2分の1未満になる場合があります。）
- (3)目標年度までに達成できる目標を定めていただきます。
- (4)目標に達成しない場合は、補助金を返還していただくことがあります。

問い合わせ先

質問等がございましたら、下記までご連絡ください。

行田市環境経済部農政課 048-580-3013

目的	市内の農業者を対象に、スマート農業技術の導入等により、農業経営基盤の強化並びに市内の農業の振興及び産業の活性化を図るため、農業所得の増大及び農業の大規模化に向けた新たな取組を支援する。
事業実施主体	次に掲げる者のうち、市内の農地で農業経営を行っており、市税の滞納がない者。 ・市内に住所を有する個人※ ¹ （畦畔の撤去については、市外の方も申請可能） ・本市が認定した認定農業者である法人※ ² 又は農地所有適格法人
対象事業	1 スマート農業技術の導入等により、農産物の既存の生産方法を改善することで、効率的に生産量を拡大し、又は生産コストを縮減しようとする事業 2 農地の集積及び集約を目的に畦畔を撤去する事業
対象経費	上記事業に要する経費のうち、次のいずれかに該当するもの。ただし、汎用性が高いと認められる経費は対象外とする。 1 農作業の省力化をはじめデータの集計や分析 ⁷ などが可能な農林水産省が公表しているスマート農業技術カタログ又は農業技術__製品・サービス集に掲載されている機械等を導入し、及び利用するために要する経費。 ただし、掲載されていない場合であっても当該機械等と同等以上の機能を有する場合は、この限りでない。 2 耕作地の集積・集約化における畦畔の撤去に要する経費
採択要件	次頁に掲げる成果目標基準に基づくポイント数の合計が18ポイント以上かつ高い順に交付の可否を決定する。
目標年度	交付対象事業における成果目標年度は、事業実施年度の3年後とする。
補助率	対象経費の2分の1以内(1,000円未満切り捨て)
補助額の上限	100万円を上限とする。※ ³
その他	1 当該補助金の交付は、同一年度において1回限りとする。 2 既に国又は県による補助金等の交付対象となっている事業については、対象外とする。 3 交付決定後、決定者において不正や目的外使用、決定内容の違反等が確認された場合は、当該決定を取り消し、併せて交付された補助金を返還させるもの。

※¹ 「市内に住所を有する個人」とは、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

※² 認定農業者に認定されることが確実であると見込まれる場合は、対象者とみなすもの。

※³ 対象経費「2 耕作地の集積・集約化における畦畔の撤去に要する経費」については、下表のとおり。

採択基準	補助金の額	
事業実施に伴う受益面積が15アール以上であること。	(1)コンクリート畦畔の撤去に伴うもの	撤去費 1メートル当たり500円
		整地費 1平方メートル当たり10円
	(2)コンクリート畦畔の撤去を伴わないもの	整地費 1平方メートル当たり10円

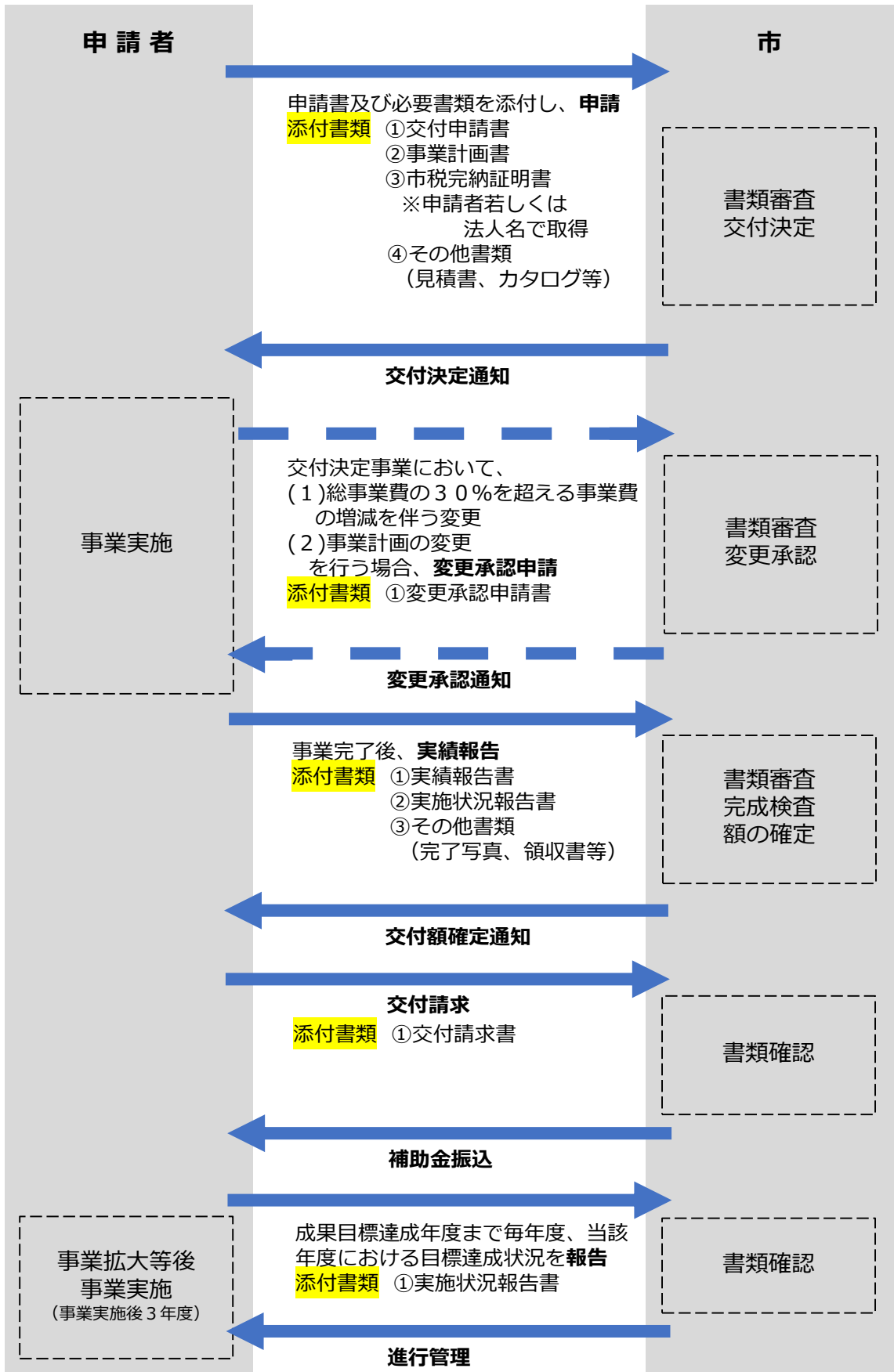
●成果目標基準

項目	成果目標基準及びポイント	ポイント数
作付面積の拡大	現状と比べた、作付面積増加率	
	10%以上	10
	8%以上10%未満	8
	6%以上8%未満	6
	4%以上6%未満	4
	2%以上4%未満	2
付加価値額の拡大	現状値と比べた、付加価値額増加率	
	8%以上	8
	6%以上8%未満	6
	4%以上6%未満	4
	2%以上4%未満	2
費用対効果	費用対効果は以下により算出する。ただし、2ポイント を上限とする。 費用対効果＝増加する作付面積（ha）/事業費（100 万円）	～2
農地中間管理事業	農地中間管理事業を利用して農地を所有又は借り受ける 場合。ただし、本事業により規模拡大するものに限る。	2
	農地中間管理事業を利用して農地を所有又は借り受ける 見込みがある。ただし、本事業により規模拡大するもの に限る。	1
認定農業者又は認定新規就農者 もしくは行田市地域計画に位置 付けられている者	本市又は、広域において認定農業者又は認定新規就農者 に認定され、もしくは行田市地域計画において地域内の 農業を担う者として位置付けられている。	1
スマート農業の導入	スマート農業に関する機器又は技術を導入する場合。 ただし、本事業により規模拡大するものに限る。	1
耕作面積10ha以上	申請時において、市内における自己所有地及び利用権 （農地中間管理事業含む）に基づく貸借地の合計面積が 10ha以上である場合。	3
	成果目標達成年度において、前項に基づく合計面積が 10ha以上であることが見込まれる場合。	2

- ・ 成果目標設定に当たっては、現実的に目標年度内で達成可能な目標とするようご注意ください。
- ・ 事業年度を続けて申請する場合は、合計したポイント数に4分の3を乗じて算出します。
- ・ 交付決定後については、事業実施年度から成果目標達成年度までの毎年度、当該年度における目標達成状況を、翌年度の6月末日までに農政課窓口あてにご提出ください。

補助金交付の流れ

補助金の交付手続きの流れは、概ね次のとおりです。



- ・ 申請後の書類審査については、申請期間終了後に成果目標基準に基づく審査を行い、ポイント数が上位のものから採択します。
- ・ 交付決定日前に着手（契約や発注など）した事業については、補助金の対象となりませんのでご注意ください。